

輸入品等に関する特約

○○○に係る××契約（以下「本契約」という。）第4条（売買【総価】）／第5条（委託・請負）／第6条（研究開発・研究開発（製作））第1項に基づく輸入品等に関する特約を次のとおり定める。

（総 則）

第1条 本契約における輸入品、技術導入費その他外貨建にて支払を行うもの（以下「輸入品等」という。）のうち別に甲・乙協議して定めたものについては、契約時の予定為替換算率 円と実際に乙が支払いを行なった時の為替換算率に差があった場合、又は、輸入品目・数量等が変更となり契約時の予定支払額と乙が実際に支払った外貨額に差があった場合、その差額と、差額分に原則として契約時の一般管理費及び販売費率、支払利子率及び利益率を乗じた額を加算して、当該契約金額の増減を行うものとする。但し、増額を行う場合は甲が予算を講じうる範囲内とする。

（差額相当分の確定）

第2条 乙は、契約物品の支払完了後又は納入完了後60日以内に、価格報告書を作成し、支払いを証明するに足る書類および甲が必要と認める書類を添えて甲に提出しなければならない。
2 甲は前項に規定する報告書の提出を受けたときは、乙の故意過失、若しくは管理の不適等により乙の負担となるものを費用から除き、実際に要した費用を確定するものとする。
3 甲は、前項に規定する確定にあたり、必要があるときは、乙の事業所等において帳簿等の調査を行うことができる。

（差額相当分の確定等の特例）

第3条 甲は、第1条に基づいて定めた輸入品等の外貨建価格に変更があった場合は、契約時に定めた価格を基準として差額の精算を行うものとする。
2 輸入品等として定めたもののうち、輸入品等と認めがたいもの（国内代理店からの購入及び国産品への変更等）については、当初定めた額を国産品等の見積額に読み替えるものとする。

輸入品に関する特約条項に基づく精算の対象となる輸入品等を下表のとおり定める。

品 名	数量	外貨建価格	適用レート	金 額 (円)	備 考
計					G C : I P :